

大東市監告示第3号

定期監査等の結果について

地方自治法第199条第2項及び同条第4項の規定により定期監査等を実施したので、
同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表します。

令和2年1月23日

大東市監査委員 乗本良一

大東市監査委員 北村哲夫

【担当 監査委員事務局】

令和元年度 第1回 定期監査等の結果

1. 監査の対象

保健医療部

(高齢介護室、諸福老人福祉センター、北条老人憩の家、野崎老人憩の家、
保険年金課、保険収納課、地域保健課)

2. 監査の期間

令和元年9月17日～令和元年11月20日

3. 監査の方法

大東市監査事務処理規程に基づき、保健医療部の各課等が分掌する令和元年度の事務事業について、また必要なものにあつては平成30年度の事務事業について、関係する帳簿並びに保管する文書の提出を求めた。

これらをもとに担当部課等から事情を聴取し、その財務及び一般行政に係る事務執行が法律、条例、規則、要綱等に従って合法・妥当な内容か、また効果的、効率的な執行が行われているかについて監査を行った。

4. 監査の結果

全体として、概ね適正に事務が執行されていた。

なお下記の事務事業については是正すべき事項があつたので、次のとおり指摘する。

(1) シルバーハウジング入居者負担金の納入期限について 【高齢介護室】

シルバーハウジング生活援助員派遣事業実施要綱(以下「要綱」という。)では、「シルバーハウジングの入居者は、別表に定める基準に従い、その費用の一部を負担しなければならないとされ、その負担金は利用月の末日を納入期限とすること。」と規定されているところである。

今回、シルバーハウジング入居者負担金に係る起案を確認したところ、平成31年4月から令和元年6月までの利用分の納入期限が、いずれも令和元年7月1日に設定されていた。

理由を確認したところ、利用者の利便性を考慮して3ヶ月分まとめて請求し、納入期限は一律に請求最終月分の末日に設定しているとのことであつた。

現在の納期設定は要綱違反と言わざるを得ず、要綱を遵守した事務執行に改められたい。

(2) 旅費の精算処理について 【高齢介護室】 【保険年金課】

概算払いされた旅費について確認したところ、高齢介護室においては精算処理が3ヶ月以上経過してから行われている事例が1件、また保険年金課においても同様に2ヶ月以上経過してから精算処理が行われている事例が1件みられた。

会計規則第46条では、「概算払を受けた者は、精算額の過不足にかかわらず、その者に支払うべき金額が確定した日後5日以内に精算書を作成し、証拠書類を添えて、主管課等の長を通じ市長に報告するとともに会計管理者に回付しなければならない。」と規定されているところである。

会計規則を遵守した期日内の精算を行われたい。

(3) ふれあいデイハウス介護予防事業について 【高齢介護室】

ふれあいデイハウス介護予防事業は、大阪府の補助金廃止を契機として認知症・閉じこもり予防を中心に市が独自に再構築された事業である。

業務委託契約の内容を確認したところ、施設の賃貸料は月10万円を上限に実費払いとされているが、実質的に同一の経済体にあると考えられる夫婦、同一世帯人等との間での賃貸借契約についてもこれを認め、委託料の支給対象となっていた。

経過を確認したところ、制度設計時に弁護士への法律相談も経ており、合法的な支出であるとの説明があったが、一般の市民感覚からすればこのような公金の支出は違和感を持たざるを得ない。

事業の再構築から既に10年が経過していることから、上記のことも含め今日的な視点から制度全般についての検証を行い、市民にいささかの疑問も抱かせることがないよう、事業の改善を重ねられたい。

(4) 決裁の取扱いについて 【高齢介護室】 【地域保健課】

高齢介護室の各種文書ファイルを確認したところ、「要介護認定等の結果通知についての伺い文書」や「高額介護サービス費の支給決定についての伺い文書」等、専決者である課長の決裁がない起案文書が13件、また「介護保険料の減免についての伺い文書」等、起案者が起案を行っただけで

誰の決裁も行われていない起案文書が2件、さらには地域保健課においても専決者である課長の決裁がない起案文書が1件みられた。

当職は監査委員として、決裁が行われずに施行されたこのような多くの事例を見たのは初めてであり、組織内の統制に問題があるのではないかと大いに不安を感じたところである。

については、単なる「決裁漏れ」として軽視することなく、課内全体で事の重大さを認識して正当な事務執行が行われるよう、課長自らが主導的な役割を果たされたい。

(5) 不納欠損処分について 【保険年金課】 【保険収納課】

平成30年度の不納欠損処分の内容を確認したところ、保険年金課においては一般被保険者返納金に関して、消滅時効による不納欠損額が80万円余りあり、また保険収納課においても、国民健康保険税約1億1千万円、介護保険料約4千万円、後期高齢者医療保険料約6百70万円について、消滅時効を原因とする不納欠損処分が行われていた。

これらの債権については当初の督促は行われているものの、その後の催告や本人接触、財産調査等の取り組みは十分とは言えない。

時効の進行を傍観するような事態に陥ることがないように積極的な収納対策を行い、尚一層、適正な債権管理を進められたい。

(6) 正確な事務執行について 【地域保健課】

地域保健課の事務執行について確認したところ、事務の誤りが複数件みられた。

具体には平成30年度の特健康診査の受診結果が大きく遅れて令和元年8月に市民に対して通知された事例、また乳児一般・後期健診診査に係る費用に対する助成額が誤った額で支出されていた事例、さらには子宮頸がん検診の委託料が医療機関に対して二重に支払いされていた事例等である。

これらはいずれも事務の基本に関わるものであり、本来発生してはならないミスである。当職としては一つの課でこのような多くの初歩的な誤りが生じていることを大いに危惧するものである。

課内のチェック体制を強化され、基本に忠実で正確な事務執行に努められたい。

5. 監査委員意見

地域包括支援センターについては、平成31年4月から従来の3箇所体制から、基幹型センター1箇所とエリア型センター4箇所の計5箇所の体制へと再構築されたところです。

これは新たに「大東公民連携まちづくり事業株式会社」を運営の中心に据えて、①公平性・中立性の確保、②持続可能な質の確保、③住民サービスの向上、④効果的・効率的な運営を目指すものであると聞いています。

これに係る費用としては、平成30年度に約7千8百万円であった委託料が令和元年度は約1億4百万円とされ、差引約2千6百万円の委託料が増加しています。

当職としては、この約2千6百万円の費用増加に見合った効果の発現を期待しているところですが、今回の監査において説明をお聞きしても十分な理解を得るには至っておりません。

この事業が、「公民連携事業」の活用と「住民福祉」の向上という2つの方向性をもって取り組まれているのであれば、現状からすると「大東公民連携まちづくり事業株式会社」への支援に重点が置かれているのではないかと懸念するところです。

については、先にあげたこの事業の目指すところの早期具現化によって名実ともに住民福祉の向上に大きく寄与され、当職の思いが杞憂となることを切に願うものであります。